

<h1>第14号</h1>	<h1>Super Highway</h1>	
<p>発行日 2023. 7.18</p>	<p>J R 東労組バス関東本部</p>	<p>J R 東労組ホームページ</p>

団体交渉 申10号・申13号

本日13時30分より、東京支店会議室にて申10号・申13号について、団体交渉を行いました。

申10号

「懲罰等が見える化するポイント制の一方的な運用を中止し、見直しを求める申し入れ」

組合：通達にある懲罰等が見える化とは何か？

会社：前提として`懲罰、ではなく`懲戒、である。今後を戒めるという目的である。

組合：実施前日の通達は遅かったのではないかと？

会社：突然思いついた訳ではないが、細部の調整で切迫した。そこは、反省している。

組合：ポイントを付与するのは何のためか？

会社：同一人物に、繰り返し事象を発生させないための制度である。

組合：運転阻害に対して、ポイントを付与しても対策にならないのでは？

会社：ハード面での対策がこの制度であり、ソフト面での対策は従前通り、安全指導を行っていく。ハードとソフト両方の強化が必要と考えている。

組合：減点を背負った乗務員は、プレッシャーを感じてしまうが？

会社：ある程度のプレッシャーは必要だと考える。

組合：それが再発防止につながっているのか？

会社：会社組織であり、一定のルールは必要だと考える。

組合：一方的な運用を中止し、見直すことは出来ないか？

会社：中止をすることは無いが、今後見直すことはありえる。



申13号

「確実な整備制度の確立と車両課整備士の職場環境改善等に関する申し入れ」

組合：車両整備士を増員する考えはないのか？

会社：車両数が減っているのに人員を増やすことはない。退職者が出れば足す。

組合：車両整備士の人材定着・確保に向けて対策はないのか？

会社：待遇面・職場環境の改善を考えていく。

JRバス関東で働く仲間を一つに！